

三重県病院薬剤師会功労賞表彰及び名誉会員委嘱に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、三重県病院薬剤師会（以下、県病薬）の功労賞表彰者及び会則第5条に定める名誉会員、名誉会長の推薦及び決定を円滑に行うことを目的とする。

(功労賞)

第2条 県病薬会員に対する功労賞推薦基準は以下によるものとし、原則として会長が推薦者となり、理事会で受賞者を決定する。

- ① 県病薬会員あるいは退会後5年以内の者（原則として表彰年度の4月1日現在、5歳以上の者）
- ② 薬剤師の職能向上に著しく貢献した者
- ③ 県病薬の向上・発展に顕著な功績があった者
- ④ 県病薬の会務及び事業に顕著な功績があった者
- ⑤ 別表1の点数評価において20点以上の評価を得た者

第3条 総会で表彰状及び記念品の贈呈を行う。

(名誉会員)

第4条 名誉会員の推薦基準は以下によるものとし、理事会が候補者を推薦後、総会が決定し、会長が委嘱する。

- ① 名誉会員は第2条に定める功労賞の推薦基準を満たし、かつ、別表1点数評価においてし40点以上の評価を得た者。ただし、名誉会長にあっては県病薬会長経験者のうち、80点以上の評点を得た者

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附 則 本規程は平成25年度通常総会開催日から施行する。本規程の実施に伴い、旧県病薬褒賞規定は廃止し、褒賞推薦基準は本規程に沿って換算し直すこととする。

別表1

役職名	任期1年当たり点数
会長	5
副会長	4
常任理事	3
理事	2
監事	2
委員会委員	1